

平成 29 年 8 月 18 日

特定非営利活動法人消費者機構日本  
代表理事 理事長 和田寿昭 様

ハルズコーポレーション株式会社  
代表取締役 海渡博子

## 回答書

拝啓

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。貴機構とのこれまでの協議を踏まえて販売契約書及びワングループの生命保障 契約概要・利用規約の改定案を作成いたしましたので、ご確認ください。

敬具

記

(添付資料)

- ・販売契約書の改定案 . . . 1 部
- ・ワングループの生命保障 契約概要・利用規約の改定案 . . . 1 部

以上

## ご購入にあたってのご確認とご注意事項

当店では、お客様の良きパートナーとして今後とも末永くお付き合いさせて頂く上で、下記の契約内容を設けております。必ず目を通して頂き、ご納得の上でご契約頂きますよう、お願ひ申しあげます。

### (はじめに)

本日は、当店で仔犬または仔猫(以下生体)をご契約頂き、誠にありがとうございます。生体は、我々が人為的に製造・加工した品物ではなく「生き物」という特殊性をご理解頂き、全てにおいて飼育放棄は出来ません。また、生き物を物扱いしたくはないのですが便宜上「返品、返金、交換、及び金銭による補償」はできない事(ただし、民法等の法令に基づく契約解除等の場合は除きます。)をご了承の上、ご家族の一員としてお家に迎え入れて頂きます。

### (血統書)

生体の血統書は、ブリーダーから当店に送付され次第、お客様にお送りさせて頂きますが、手続き上最長 6 ヶ月位かかる場合がありますことをご了承ください。万が一、ご契約日より 6 ヶ月を過ぎても届かない場合はお手数ですがご一報ください。なお、お引越し等で、ご契約時のご住所等が変更になる場合は直ちにご連絡ください。血統書が届かないばかりか、紛失の原因になります。紛失の際、血統書のコピー、もしくは販売契約書をお持ちでない場合には再発行ができませんので、ご注意ください。

### (飼育方法)

仔犬・仔猫の育て方は動物愛護法に基づき説明させて頂きます。(別紙参照、並びに確認書にサインを頂きます)

### (先天性疾患保障)

当店が告知しなかった先天性疾患の保障は、ご契約日より 3 ヶ月間とし、期間内に先天性の疾患が見つかった場合は同等の生体との引き換えになります。なお、当該保障は、ご契約者様側から当店に対して保障期間内(ご契約日より 3 ヶ月間以内)に生体の欠陥についての申し出があった場合で、その欠陥について当店指定の獣医師が飼育管理上重大な支障をきたすものでありかつ先天的欠陥であると認定したときに行います。ただし、停留精巣・パテラ・門脈シャント・股関節形成不全・臍・そけいヘルニア等は飼育管理上重大な支障をきたす傷病とはいえないため、上記引き換えの適応外になります。また性格やアレルギー、噛み合わせ、サイズ、毛色の変化等も同様に上記引き換えの適応外となります。なお、飼育管理上重大な支障をきたす傷病には該当せず、保障適応外の場合であっても、その他の瑕疵担保責任まで否定するものではありません。

### (保障対象外のもの等)

ご契約者様側の飼育管理上の過失に起因する病気・障害・死亡については保障できません。

用品や飼育にかかる費用等の負担等は一切できません。

### (お迎え後の病気・ケガ)

当店では全頭、獣医師による健康診断を実施しておりますが、生き物である以上、お迎え時に健康体であったとしても、飼育過程で病気にかかりたりケガをしてしまうことがあります。仔犬・仔猫は一般的に成犬・成猫より免疫力が低く、環境の変化による疾病(食欲不振・下痢・嘔吐等)、ミミダニ等の外部寄生虫、内部寄生虫、コクシジウム等の原虫、猫カリシ、猫コロナ、猫ヘルペス等のウイルス、外見的症状が見受けられにくい伝染病などにかかりやすいといわれています。飼育過程で負ってしまったケガや病気については、当店で保障することはできませんので、万が一に備えてぜひ当店の「あんしんプラン」にご加入されることをお勧め致します。

「あんしんプラン」については本紙裏面をご参照ください。

### (アフター連絡)

当店では仔犬・仔猫をお迎え頂いた後に様子と飼育に関してお困りのことが無いかアフター連絡を徹底させて頂いています。当店から連絡が入った際には是非ご対応お願ひ致します。また、お困りのことがありましたらお気軽にご連絡をお待ちしております。

# ワングループの生命保障 契約概要・利用規約

## 第1条(生命保障の内容)

対象ペットが、保障期間内に病気を被りその直接の結果として死亡した場合は、契約者に対し、次の各号いずれかを保障します。

- (1) 対象ペットの購入時生体料金分を全額返金。ただし、対象ペットの購入時生体料金が 40 万円以上の場合は、保障金の額を 40 万円とします。
- (2) 代替ペット及びお見舞金 3 万円。なお、代替ペットは対象ペット(購入時の生体)と同等の生体とし、対象ペットの購入時生体料金が 40 万円以上の場合は、代替ペットは売価 40 万円相当生体とします。
- (3) 契約日より 120 日以内に、ワングループが告知をしなかった先天的な疾患を発症した場合に代替ペットをお渡します。代替ペットは上記(2)の内容に準ずるものとします。ただし、停留精巣・パテラ・門脈シャント・股関節形成不全・臍・そけいヘルニア等は飼育管理上重大な支障をきたす傷病とはいひ難いため、本号に規定する保障の適応外になります。また性格やアレルギー、噛み合わせ、サイズ、毛色の変化等も同様に本号に規定する保障の適応外となります。

## 第2条(保障期間)

当契約の保障期間は、契約日から起算しその日を含めて、2 年後が保障期間終了時となります。ただし、保障料を一括で払い込む場合、保障期間は、契約日から起算しその日を含めて、1 年後が保障期間終了時となります。

## 第3条(保障を行わない場合)

1. 当社は、契約者、ペットの飼育者または管理者の故意又は過失によって対象ペットが死亡した場合は、保障を行いません。
2. 病気以外の事由(事故死・ケガ等)により死亡した場合は保障を行いません。
3. 当社は、対象ペットの死因が特定できない場合は、保障を行いません。  
例. 突然死、突然死の疑い、突然死の可能性等確定診断でない時。
4. 契約者本人もしくは、委任状をお持ちの代理人以外には、保障を行いません。※委任状をお持ちの代理人でもお振込はご契約者様に限らせて頂きます。

## 第4条(保障料の受領方法)

口座振替または現金により受領します。

## 第5条(受領方法が口座振替払いの場合の取扱)

1. 口座振替日は毎月 27 日になります。また、27 日が金融機関の休業日に該当した場合は、翌営業日となります。
2. 契約者が、第1回目(契約日より 60 日間分)の引落し保障料を、口座振替日に払込むことを怠った場合は、当社は本契約を解除することができます。
3. 第2回目以降の保障料の払込みが口座振替日までに行われなかった場合、翌月の口座振替日に翌月分と合わせて2か月分の口座振替を行います。
4. 前項の規定による保障料の口座振替が不能の場合には、本契約はすでに保障料の払込みがなされたことによって有効に存続した期間を経過した日に遡り失効します。なお、本契約が失効した日以後に支払事由が発生した場合は、当社は、保障を行いません。

## 第6条(保障料領収前に生じた事故の取扱)

事故の発生が保障料の領収前である場合は、契約者が保障料を支払う旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、保障を行います。

## 第7条(契約者による契約の解除)

1. 契約者は、当社への通知をもって、この契約を解除することができます。
2. 前項の規定に従って本契約を解除した場合は、当社は、契約解除日以降保障を行うことはできません。

## 確認事項

- 1) この規約は、ワングループの生命保障へ加入された方に適用されます。ワングループの生命保障への加入を希望される場合は、保障料金及び上記規約を必ずご確認・ご納得頂いた上で、お申し込みください。なお保障料金は別紙(パンフレット)に記載しておりますので、ご確認ください。
- 2) ワングループの生命保障へご加入されない場合は、本保障制度による保障を受けることが出来ません。ご了承下さい。